

私立幼稚園特別支援教育補助 調査票作成の注意事項とチェックリスト

(※本紙は提出の必要はありません。提出前に作成担当者の確認用にお使いください)

特別支援教育補助に関する提出書類は、下記のチェック項目を参照し、要件をご確認の上、提出をお願い致します。ご提出をいただいても、要件を満たしていない場合は対象となりません。

【判定書・確認書について】

- ☐ 公的機関(国や都、区市)が発行した判定書・意見書は令和6年4月1日以降に発行されたものである。
(※発行日が令和6年3月以前の場合には判定書として受け付けることができません。)
- ☐ 医師が発行する、幼児に関する診断書は令和6年4月1日以降に発行されたものである。
(※作成日が令和6年3月以前の場合には受け付けることができません。)
- ☐ 通所受給者証と民間機関による判定書・意見書を認定書類とする場合、
通所受給者証は令和6年度中に使用できるものである。
民間機関による判定書・意見書は通所受給者証内に記載されている事業者であり、
かつ令和6年4月以降に発行されたものである。
(※作成日が令和6年3月以前の場合には受け付けることができません。)
- ☐ 保護者の確認書については、原本を園で保管し、コピーを提出書類としている。
(※原本は各幼稚園で大切に保管してください。)
- ☐ 判定書・意見書はA4用紙になっている。

【調査票について】

- ☐ 調査票に記入されている園児は令和6年5月1日において、補助を申請する幼稚園に在園している。
- ☐ 調査票の特別支援児一覧表には、令和6年度に申請予定の園児全員の氏名を記入した。
(※提出以降の園児の追加、変更はできません)
- ☐ 調査票に記入されている園児は、令和6年5月1日時点で満3歳以上である。
(今年度対象となる児童は、平成30年4月2日～令和3年5月1日生まれの幼児です)
- ☐ 個票・判定書・確認書については、園児ごとに各1枚ずつ用意し、3種類を揃えて提出書類としている。
(※確認書のみ、個票のみの提出はせず、園児1名について、3種類揃えてから同時に提出してください。)

【綴り方について】

- ☐ 綴り方について確認した。

